



環境省

脱炭素社会実現に係る各計画の統廃合及び策定支援

2021年8月5日

環境省



地域気候変動適応計画、地方公共団体実行計画、環境保全活動等行動計画の概要

地域気候変動適応計画（気候変動適応法第12条） [都道府県、市町村：努力義務]

- 区域における自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を位置づけ
＜記載事項の例（地域気候変動適応計画策定マニュアルより）＞
 - ・ 区域の特徴
 - ・ 気候変動影響に関する情報
 - ・ 適応策に関する情報（優先施策、分野ごとの適応策）

地方公共団体実行計画 区域施策編（地球温暖化対策推進法第21条） [都道府県、指定都市等：義務※]

- 区域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策（以下4項目）等を位置づけ
 - ・ 再生可能エネルギー導入の促進
 - ・ 地域の事業者、住民による省エネその他の排出抑制の推進
 - ・ 都市機能の集約化、公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善
 - ・ 循環型社会の形成

※都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市は義務。

その他の市町村に対しては、同法第19条第2項の趣旨に照らし、地球温暖化対策計画において、区域施策編の策定に努めることが求められている。

環境保全活動等行動計画（環境教育等促進法第8条） [都道府県、市町村：努力義務]

- 区域の自然的・社会的条件に応じた環境保全活動、環境教育等に関する基本的な事項、実施すべき施策に関する事項等を位置づけ

求める措置の具体的内容とそれに対する考え方①

環境分野における各種計画策定の統廃合について

求める措置の具体的内容

- 気候変動適応法、地球温暖化対策の推進に関する法律など、環境分野における各法律において策定が求められている各計画について、統廃合などの見直しを行うこと。

求める措置に対する考え方

- 地域気候変動適応計画、地方公共団体実行計画及び環境保全活動等行動計画は、必ずしも単独で作成する必要はなく、環境基本計画等の各種計画を策定する場合など、他の関連する計画の一部に組み込む形で策定可能であり、現にそのような事例もある。
- こうした旨は既に周知しているところであり、引き続き、施行通知、計画策定のマニュアル、逐条解説、会議資料及びウェブサイト、各種制度の説明会、自治体向け研修等において、丁寧に周知してまいりたい。

地域気候変動適応計画の策定を都道府県単位のみとすること等の見直し

求める措置の具体的内容

- 地域気候変動適応計画の策定を都道府県単位のみとすることの見直しを行うこと。
- 単独策定する場合には、技術的な助言の充実や専門知識のある人材の派遣等を行うこと。

求める措置に対する考え方

- 気候変動適応に係る防災分野や健康分野、農業分野等の施策において、市町村は気候変動影響が顕在化する現場であり、適時適切な適応策を実施する上で重要な役割を担っていると考えられるため、都道府県だけでなく、市町村も計画策定主体として位置づけられている。
- 市町村が計画を策定することにした場合における負担をできるだけ軽減し、また業務効率化を図るため、環境省として専門家派遣や意見交換会等の支援を充実してまいりたい。

求める措置の具体的内容とそれに対する考え方②

地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定に係る支援等の拡充

求める措置の具体的内容

- 技術的な助言の充実や専門知識のある人材の派遣等
- 温室効果ガス削減対策による削減量を通知・計画等によって明示
- 国または都道府県の主導による市町村の温室効果ガスの算定

求める措置に対する考え方

- 「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月 国・地方脱炭素実現会議決定）において、地方公共団体の地球温暖化対策に対する人材支援、技術的支援等が盛り込まれたところであり、実現に向けた具体的な検討を進めていく。
- 令和2年度第3次補正予算及び令和3年度予算において、地方公共団体の計画策定や地域の合意形成、地域人材の育成などの取組を支援している。
- 改正地球温暖化対策推進法の施行、地球温暖化対策計画の改定、地域脱炭素ロードマップの策定等を踏まえ、計画策定・実施マニュアルを本年中に改訂する。その際、都道府県や市町村における目標・施策の検討に資するよう、その具体的な方法等について、参考となる考え方を丁寧に示していく。
- さらに、地方公共団体における現状把握や計画策定に役立てていただくツールとして、統計データ等を活用しつつ、全ての都道府県・市区町村ごとに区域のCO2排出量や再エネの導入量などを示した「自治体排出量カルテ」を策定・公表している。
- 環境省としては、引き続き、自治体排出量カルテを含め、地方公共団体の温室効果ガスの排出状況の把握等に役立つ情報基盤の整備を進め、広く周知を図っていくとともに、計画策定や人材育成に対する支援を行うことにより、実行計画の策定に係る地方公共団体の負担軽減を図っていく。

地域気候変動適応計画と他計画との統合的策定状況

地域気候変動適応計画について、92の策定団体のうち、84団体が地方公共団体実行計画や環境基本計画等と統合し、策定している。

策定の形式		都道府県	政令市	市区町村	合計
地域気候変動適応計画単独		7	0	1	8
地方公共団体実行計画の一部		26	16	22	64
環境基本計画の一部	地方公共団体実行計画と地域気候変動適応計画のみ合わせて策定	1	0	9	10
	それ以外の計画とも合わせて策定※	8	1	1	10
策定団体数		42	17	33	92

(2021年7月時点)

※環境教育等の行動計画、生物多様性戦略、廃棄物処理計画その他、自治体の条例に基づく計画等を合わせて策定している事例がある

統合を可能とする旨の周知方法（例）

■ 気候変動適応法 逐条解説（平成30年11月） [抜粋]

(p45)

なお、地域気候変動適応計画については、必ずしも独立した計画を策定する必要はなく、各地方公共団体の環境基本計画や地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画など、他の関連計画の中に入れ込むことも含め、柔軟に対応できるものとする。

URL : <https://www.env.go.jp/earth/tikuujyokaisetu.pdf>

■ 【施行通知】気候変動適応法の施行について（環地総発第1811301号 平成30年11月30日） [抜粋]

(p3)

① 策定及び推進に当たっての負担軽減及び実効性確保の観点から、計画は必ずしも独立の計画である必要はなく、地方公共団体の総合計画や環境基本計画、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画といった関係する既存の計画に適応を位置付けることで計画を策定することができる。

5

URL : http://www.env.go.jp/earth/tekiou/tekiouhou_sikotuti.pdf

地方公共団体実行計画（区域施策編）と環境基本計画との統合的策定状況

地方公共団体実行計画（区域施策編）について、585の策定団体のうち152団体（26%）が環境基本計画と統合し、策定している。

団体区分	策定団体数	統合団体数・統合率		(参考) 自治体総数・策定率	
		統合団体数	統合率	自治体総数	策定率
都道府県	47	8	17.0%	47	100.0%
指定都市	20	1	5.0%	20	100.0%
中核市	60	8	13.3%	60	100.0%
施行時特例市	25	8	32.0%	25	100.0%
その他市町村	433	127	29.3%	1,636	26.5%
合計	585	152	26.0%	1,788	32.7%

【都道府県】 和歌山県、鳥取県、東京都、石川県、福井県、奈良県、熊本県、宮崎県

(2020年10月調査時点)

【指定都市】 岡山県

【中核市】 いわき市、福井市、和歌山市、鳥取市、呉市、福山市、佐世保市、宮崎市

【施行時特例市】 太田市、所沢市、春日部市、草加市、平塚市、大和市、富士市、四日市市

【その他市町村】 ・人口10万人以上：44自治体 ・人口1万人以上10万人未満：76自治体 ・人口1万人未満：7自治体

統合を可能とする旨の周知方法

■ 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施 マニュアル 本編 P13（抜粋）

地球温暖化対策推進法の要件を満たし、かつ、他の法令（条例を含みます。）の規定に反しない場合であれば、地方公共団体独自の環境基本計画その他の計画と地方公共団体実行計画と統合することも可能です。

■ 地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト よくある質問（抜粋）

A：地方公共団体実行計画（区域施策編）の内容が、環境基本計画等の他の計画と共通する場合に、それぞれの事情に応じて、計画を統合することは可能です。また、進捗管理についても効率かつ効果的な運用を図ってください。

環境保全活動等行動計画と他計画との統合的策定状況

環境保全活動等行動計画について、67の策定団体のうち、31団体が環境基本計画や環境総合計画等と統合し、策定している。

策定の形式	都道府県	指定都市・中核市	合計
単独の環境保全活動等行動計画	20	8	28
環境基本計画、環境総合計画等の一部	19	12	31
その他（促進法8条に基づく旨の記載がないなど）	8	0	8
策定団体数	47	20	67

(2021年6月時点)

※地方公共団体環境教育担当者会議（毎年開催）において、行動計画と他計画との統合的策定状況も含め、情報提供を行っている。

環境教育等促進法第8条

- 1 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を作成するよう努めるものとする。
- 2 行動計画には、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項
 - 二 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し実施すべき施策に関する事項
 - 三 その他環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する重要な事項

環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（平成30年6月閣議決定）

法に規定されている理念や事項にのっとり、都道府県及び市区町村は、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めること、その推進に関する行動計画を作成するよう努めることとされていますが、各地方公共団体の間で施策や計画等について情報交換が行われることが必要です。また、行動計画の策定、施策の実施や評価において、幅広く意見を聴取し、また行動計画の作成又は変更の提案を受け付けるなど、住民が参加する仕組みを設けることが期待されており、政府は、先進事例等に関する情報交換の場の提供や情報提供を進めます。